て、当該認定訓練の運営に要する経費について雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。）第百二十一条に規定する広域団体認定訓練助成金（以下「広域団体認定訓練助成金」という。）の支給又は同条に規定する認定訓練助成事業費補助金（以下「認定訓練助成事業費補助金」という。）の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けるものであること。

ロ　その雇用する建設労働者に対し、認定訓練を受けさせ、かつ、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該認定訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であって、雇保則第百二十五条第一項に規定する人材開発支援助成金（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）又は雇保則第百三十三条第一項に規定するキャリアアップ助成金（同項第一号ハに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）に限る。）（以下「人材開発支援助成金等」という。）の支給を受けるものであること。

ハ　次のいずれかに該当する建設労働者の技能の向上のための実習（以下「技能実習」という。）を行う中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主又は建設事業主の団体若しくはその連合団体。以下「建設事業主等」という。）であること。

(1)　次のいずれにも該当するものであること。

(i)　技能実習の内容が建設工事における作業に直接関連するもの（技能の指導方法の改善に係る訓練を含む。）であること。

(ii)　技能実習の指導員が当該技能実習の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許（職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許をいう。以下同じ。）を有する者、一級の技能検定（職業能力開発促進法第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。）に合格した者その他これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(iii)　中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）が自ら行うもの又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第三項に規定する登録教習機関、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習実施機関、職業能力開発促進法第三十一条に規定する職業訓練法人若しくはハに該当する中小建設事業主団体等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主の団体又はその連合団体。ト、次号ト及び第二項において「建設事業主団体等」という。）であって(i)及び(ii)に該当する技能実習を行うもの（以下「登録教習機関等」という。）に委託して行うものであること。

(2)　次のいずれにも該当するものであること。

(i)　技能実習の内容が建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に関連するものであること。

(ii)　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練であって、同法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者に委託して行うものであること。